

補完的形態の保護によるものを含む国際的保護の提供に関する結論

執行委員会は¹、

1951 年の難民の地位に関する条約が、1967 年議定書とともに、国際難民保護体制の礎石であり続けていることを再確認し、かつ、これとの関連で、締約国がこれらの文書を全面的に適用すること（ノン・ルフルマンの基本原則の適用を含む）の基本的重要性に留意し、

さまざまな文脈において、1951 年条約および 1967 年議定書では扱われていない場合でも国際的保護の必要性が生ずる可能性があることを認め、かつ、これとの関連で、結論第 74 号 (XLV) のパラグラフ (1) を考慮し、

すべての人間は、庇護を求め、かつ享受する権利を含む人権および基本的自由を差別なく享受することを再確認し、

とくに、1969 年の「アフリカの難民問題の特殊な側面を規定する OAU 条約」および 1984 年の「難民に関するカルタヘナ宣言」（これらの文書は、一般化した暴力、武力紛争または公の秩序を著しく乱すその他の出来事のような状況から生ずる無差別的脅威によって自国に帰還できない者も難民に含めている）ならびに欧州連合が採択した庇護法制（そこでは、1951 年条約および 1967 年議定書を超える一定の国際的保護の必要性が認められている）を含む地域文書の価値を、それが適用可能な場合について強調し、

1954 年の無国籍者の地位に関する条約および 1961 年の無国籍の削減に関する条約等の、無国籍の問題に対応するための国際文書および地域文書は、適用可能な場合には、とくに無国籍の状況の回避および解決ならびに必要な場合には無国籍者の保護の増進を目的として締約国が用いることのできる、重要な手段であることを想起し、

多くの国において、難民保護を受ける資格はないが国際的保護は必要とする可能性のある者を含む人々の在留を種々の事由に基づいて正規化する、行政上または立法上の機構が数多く設置されていることを認知し、

国際的保護を必要とする者を対象とする補完的形態の保護の基盤となり、かつ、そのような保護の利益を受ける可能性のある者に関する一般的原则、および、このような形態の保護と、1951 年条約および 1967 年議定書ならびにその他の関連の国際文書および地域文書との両立性に関する一般的原则を定めることの価値に留意し、

- (a) 締約国に対し、1951 年条約および／または 1967 年議定書に基づく自国の義務を、これらの文書の趣旨および目的にしたがって、全面的かつ効果的に実施するよう促す。
- (b) 締約国に対し、1951 年条約および／または 1967 年議定書における難民認定基準を、これらの基準を満たすすべての者が、補完的形態の保護を付与されるのではなくこれらの文書に基づいてしかるべく認定されかつ保護されるような方法で、解釈するよう求める。
- (c) 難民法が、1951 年条約および 1967 年議定書の締約国の義務ならびに適用可能な場合には地域難民

¹ 本結論では、UNHCR の任務の対象である者のみを扱う。

保護文書を基盤とし、かつ、これらの文書の趣旨および目的ならびに国際法の関連分野（難民保護に直接影響を及ぼす人権法および国際人道法等）における発展による示唆を受ける、動的な法体系であることを認める。

- (d) 難民保護をその資格がない者にまで拡張することによって庇護制度の整合性が濫用されないことを確保するとともに、1951年条約第1条Fおよびその他の関連の国際文書に定められた除外条項を厳正に適用する必要があることを、あらためて指摘する。
- (e) 1954年の無国籍者の地位に関する条約および1961年の無国籍の削減に関する条約の締約国に対し、保護に関わる自国の義務を念頭に置きながらこれらの文書を誠実に適用するよう求めるとともに、UNHCRに対し、これらの文書への加入を積極的に促進するよう要請する。
- (f) 各国に対し、国際的保護の必要性に対応するにあたって保護に関わる既存の文書を最大限に活用するよう求めるとともに、1951年条約および1967年議定書ならびに適用可能な関連の地域文書にまだ加入していない国に対し、加入を検討するよう奨励する。また、既存の制限を解除していない国または留保を撤回していない国に対しては、これらの文書に掲げられた保護の原則ができるだけ幅広く適用されることを確保するために、それらの解除または撤回を検討するよう奨励する。
- (g) あらゆる締約国に対し、適用可能な場合には、地域的難人文書に実効性を与えるために必要な国内法または国内手続きを採択するよう求める。
- (h) 国際的保護を必要とする者が実際に保護を受けることを確保するために各国が提供している補完的形態の保護が、一定の国際的保護の必要性に実際に対応する、ひとつの前向きな方法であることを認知する。
- (i) 国際的保護を必要とする個人であって、1951年条約または1967年議定書上の難民の定義に該当しない者に対する、補完的保護の形態の利用を奨励する。
- (j) 各国が、同情すべきまたは実際的な理由から在留の延長を認める決定をする場合があることを認めるとともに、そのような事案は、国際的保護の必要性がある事案とは明確に区別されなければならないことを認める。
- (k) 補完的保護を提供する措置は、現行の国際難民保護体制を弱体化させるのではなくむしろ強化するような方法で実施されるべきであることを、確認する。
- (l) 大量流入の状況に対する具体的な暫定的保護対応として、難民資格を正式に付与することなく与えられ、ルフールマンからの緊急の保護を即時に提供する一時的保護は、その他の形態の国際的保護とは明確に区別されるべきであることに留意する。
- (m) ルフールマンを禁じた関連の国際条約上の義務は、適用可能な場合には、出身国の外にあってUNHCRの援助対象者である可能性がありながら、1951年条約および／または1967年議定書上の難民の定義に該当しない可能性がある者の保護のニーズに対応する重要な保護の手段であることを確認するとともに、各国に対し、ノン・ルフールマンの基本原則を尊重するよう求める。
- (n) 補完的形態の保護を必要とする者に当該保護を付与するにあたっては、関連の国際文書を考慮に入れ、かつ子どもの最善の利益および家族統合の原則を正當に重視しながら対象者の人権および基本的自由を差別なく確保することにより、最高度の安定性および確実性を与えるよう、各国に対して奨励する。
- (o) 補完的形態の保護の終了を検討することが適当なときには、各国が、客観的および明確でありかつ

公に宣言された基準を採用するよう勧告するとともに、この点に関して、1951年条約第1条Cの終止条項との関連で発展してきた原理および手続上の基準が有益な指針となる可能性があることに留意する。

- (p) UNHCR の任務の対象となる者に対していずれかの補完的保護を付与することまたはそれを終了させることを検討するにあたり、各国は、適当な場合には、UNHCR の特別な専門性および任務に鑑み、UNHCR との協議を選択できることに留意する。
- (q) 手続きの適用について柔軟なアプローチをとる必要があることを認めつつ、難民保護を阻害することなくあらゆる国際的保護の必要性に対応する手段として、中央専門機関における包括的手続きを設け、難民資格について評価した上でその他の国際的保護の必要性について評価することを可能とするような単一の決定を行なえるようにすることが適当ではないかという点についての検討を、各国に対して奨励する。
- (r) 適用可能な場合には、包括的手続きを検討するにあたり、適用される手続きは公正かつ効率的であるべきことに留意する。
- (s) 保護の空白を回避し、かつ国際的保護を必要とするすべての者がそのような保護を見出しかつ享受できるようにするような方法で、国際難民保護制度を適用しかつ発展させていくことの重要性を、強調する。